

有識者委員からの意見に対する検討結果

省庁名【法務省】

【要望番号：183】

【事前提出した計画案文】

引き続き日本司法支援センターにおいて、国（捜査機関、裁判所を含む。）、地方公共団体（捜査機関を含む。）、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体と連携・協力してネットワークを構築し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体や犯罪被害者等の支援に精通した弁護士を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努めるとともに、弁護士会、犯罪被害者支援団体等と連携・協力して犯罪被害者等の支援に携わる弁護士によるサービスの質の向上に取り組む。

【有識者委員からの意見内容】（※有識者意見をそのまま記載 複数意見があれば複数を記載）

・大久保委員意見

「引き続き日本司法・・・協力してネットワークを構築し、研修等も行なうとともに、犯罪被害者と運相談内容に応じた・・・取り組む。」と、修文していただきたい。

理由：数回の被害者支援関係の研修を受ければ被害者支援精通弁護士として登録できるような、安易な登録方法では弁護士による二次的被害は減らないため、弁護士会に研修会の開催を働きかけるとともに、法テラス主催の研修会も開催していただきたい。また、法テラスがコーディネーターとして果たす役割も大きいいため、被害者専用相談電話を適切に受けることができる人材確保と研修の充実にも一層の努力をしていただきたい。

【有識者の意見を踏まえての結果】

委員の御意見を踏まえ、以下のとおり、案文を修正したい。

「引き続き日本司法支援センターにおいて、国（捜査機関、裁判所を含む。）、地方公共団体（捜査機関を含む。）、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体と連携・協力してネットワークの構築や研修等を行い、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体や犯罪被害者等の支援に精通した弁護士を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努めるとともに、弁護士会、犯罪被害者支援団体等と連携・協力して犯罪被害者等の支援に携わる弁護士によるサービスの質の向上に取り組む。」

理由

支援センターは、これまでも犯罪被害者支援に当たる職員や常勤弁護士に対する研修を実施しており、今後も同様の研修を実施する予定であると承知している。また、現在、支援センターと日本弁護士連合会が協議し、弁護士からの二次被害の有無やその内容を把握するため、犯罪被害者を対象にアンケートを実施する方向で検討を行っている」と承知している。そこで、今後、支援センターにおいて、犯罪被害者支援に携わる弁護士によるサービスの質の向上を図るため、上記アンケートの結果も踏まえ、弁護士会等と連携・協力し、犯罪被害者支援に携わる弁護士の研修会を開催するなどの更なる取組を行うことを検討したい。

もっとも、弁護士は、国と利害が対立する者のために活動することがあり得ることから、国は弁護士に対する監督権や懲戒権を有しておらず、各弁護士会等がこれを有し、その活動の独立性が保障されている。支援センターは国の監督下にある法人であり、国から運営資金の提供を受けている関係にあるため、弁護士の活動の独立性の点から、支援センターが弁護士に対して研修会への出席を義務付けたり、弁護士会に研修会の開催を強く働きかけたりするなどの取組を行うことには重大な問題があることは御理解いただきたい。

有識者委員からの意見に対する検討結果

省庁名【 内閣府 】

【要望番号：184】

【事前提出した計画案文】

内閣府において、犯罪被害者等の置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていくよう、国民が犯罪等による被害について考える機会として、毎年、東京及び複数の地域で、犯罪被害者等や、犯罪等による被害についての識見を有する者、犯罪被害者等の援助に携わる者等とその他の国民が一同に会し、犯罪被害者等に係る様々なテーマを議論する啓発事業を開催するとともに、事業の結果について、インターネット等で国民向けに情報提供を行う。

【有識者委員からの意見内容】

(大久保委員)

「内閣府において・・・事業の結果について、メディアやインターネット等・・・行う。」と、修文していただきたい。

理由：裁判員となった人に対するインタビューや記者会見での発言内容を読み聞きすると、圧倒的に被告人に対する同情心や被告の更生を望むという内容が多い。被害者に関することを発言する裁判員が少ないのは社会全体の被害者に対する無関心があると推察されるため、積極的にメディアを利用する必要があると考えるため。

【有識者の意見を踏まえての結果】

○ 計画案文を以下のとおり修正する。

内閣府において、犯罪被害者等の置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていくよう、国民が犯罪等による被害について考える機会として、毎年、東京及び複数の地域で、犯罪被害者等や、犯罪等による被害についての識見を有する者、犯罪被害者等の援助に携わる者等とその他の国民が一同に会し、犯罪被害者等に係る様々なテーマを議論する啓発事業を開催する。なお、事業についてはマスコミに公開するほか、事業の結果について、インターネット等で国民向けに情報提供を行う。